

No.	分類	掲載場所	質問	回答
本事業全般について				
1	事業の目的	第1 1.(1)	開発途上国の課題の解決・SDGs達成に貢献する「SDGsビジネス」とあるが、途上国においてSDGsに貢献するビジネスであれば、全て対象事業になるか。	SDGsを構成する17のゴールのいずれかに貢献するかを企画書にて確認させていただきます。同時に、対象国における課題に合致するか否かも確認いたします。
2	事業の目的	第1 1.(1)	例えば事業対象国に生産やサービス実施の拠点となる現地合弁会社の設立を行う等、提案法人が当該国に直接進出を目指すものが本事業の対象か。	直接進出に限らず、国際取引の実施、現地法人への生産委託・技術(ライセンス)供与等により、提案法人の製品、技術、ノウハウの当該国における普及を目指す、或いは(インフラ)システム等の輸出を目指すものも含まれます。 なお、上記提案ビジネスにより開発効果が長期に亘り発現することが望ましく、直接進出を行わない場合は、製品、技術、ノウハウ等の普及を実現する手段(商取引等)が長期に持続する提案が望まれます。
3	対象国	第1 1.(2)	JICAの在外事務所等が存在しない国での事業は応募不可なのか。	効率的な事業実施や安全管理上の観点から、JICA在外事務所等が存在する国を原則としていますが、高い開発効果や実施上の意義が認められる場合はその限りではありません。その際には、提案法人が現地でのJICAによる支援を受けなくても事業を実施できる体制であることが求められます。
4	対象国	第1 1.(2)	複数国にまたがる提案は可能か。	原則として1か国を選定して提案ください。ただし、必要性や実現性が確認される場合には、複数国にまたがる提案は可能ですので、企画書にその理由を記載願います。事業実施体制や、各国実施機関との事前調整等が行われているかを確認させて頂くこととなります。なお、JICAとの契約上で機材調達を行う場合、各々の国に対する意向確認が必要になり、事業開始に時間を要する可能性もありますので、ご留意下さい。
資格要件・提案要件				
5	参加資格	第5 2.	一般社団法人やNPO法人は応募が認められるか？	【中小企業支援型】一般社団法人及びNPO法人は対象資格要件に含まれず、応募が認められません。 【SDGsビジネス支援型】募集要項第5 2.に定める資格要件等に合致する場合は、応募可能です。
6	参加資格	第5 2.	中小企業や中堅企業(「中小企業等」)はSDGsビジネス支援型には応募できないのか。	中小企業支援型の資格要件(募集要項第5 2.)に該当する法人におかれては、中小企業支援型に応募願います。 ただし、中小企業支援型の資格要件に該当しない中小企業等(「みなし大企業」)や、2か国で中小企業支援型を実施した中小企業等)や、SDGsビジネス支援型の参加資格を有する法人とともに共同提案者となる中小企業等の場合は、中小企業支援型には応募できず、SDGsビジネス支援型のみに応募可能となります(募集要項第5 2.に定める資格要件等に合致することが前提です)。
7	既存事業の扱い	第5 4.	現地に自社独自に実証事業を行っている場合、本事業の対象となるか。また、過去の実証で要した費用をJICAとの契約内でカバーすることは可能か。	既に実施中の事業と同様の取り組みは対象外となりますが、スケールアップや異なる地域での活動に関しては対象となる場合もあります。なお、契約日以前に発生した費用の計上はできません。
8	既存事業の扱い	第5 4.	以前に普及・実証事業/SDGsビジネス調査/民間技術普及促進事業を実施したが、同種の事業を違う国で応募することは可能か。可能である場合には、過去の実績は審査に際してどのように扱われるのか。	対象国が異なる場合は、同種の事業も応募可能です。ただし、中小企業支援型については、2か国目まで可能であり、3か国目以降の場合は中小企業であってもSDGsビジネス支援型に応募いただく必要があります。審査に際しては、過去の事業の結果やその教訓の活用状況について参考といたします。
9	複数提案	第5 4.	同一の提案者が、複数の企画書を提出することは可能か。	同一或いは著しく類似した内容で複数の提案を行うことはご遠慮下さい。 なお、SDGs型では、同一の提案者が異なる内容で複数の提案を行うことは可能ですが、事業提案者の本事業実施体制、業務従事者の重複配置等、本事業実施計画の妥当性を確認をさせていただくこととなります。
10	既存事業の扱い		【普及・実証・ビジネス化事業】 現在基礎調査あるいは案件化調査を実施中だが、普及・実証・ビジネス化事業に応募することは可能か？	応募は可能ですが、案件化調査等を実施中の法人(共同企業体を構成する場合は代表法人)が、契約期間が重なることは認められません(ただし、両事業の対象国が異なる場合や提案製品・技術が異なる場合等、両事業の連続性が確認されない場合はこの限りではありません)。
11	提案製品・技術		提案製品の販売実績が無くても応募は可能か？	原則として提案製品・技術の販売実績等の活用実績のあることが前提となります。 ただし、案件化調査(中小企業支援型)のイノベーション枠あるいは案件化調査(SDGs型)では必ずしも提案製品の販売実績を前提としません。一方で、提案の製品・技術の一定の信頼性や将来性が示されることが期待されます。
12	提案製品・技術		提案事業で扱う製品に他社(中小企業支援型の場合は大企業含む)の製品・技術が含まれていてもよいのか？	提案法人のノウハウ等を活用することより大企業や他社の製品・技術等を含む製品の普及・実証活動等を行い、事業対象国政府関係機関のニーズに合致するのであれば、提案可能です。その場合は、活動の中心となる製品・技術(ノウハウを含む)は、提案法人のものとし、他社から調達する機材はあくまでその中心の製品・技術を補完するものであることを企画書にて説明願います。
事業実施国政府関係機関、協議議事録(M/M)				
13	事業実施国公的機関	【普及・実証・ビジネス化事業】 第5 10. 企画書	政府系機関でなく民間企業でも事業実施国の相手側機関となりえるか？	公的機関もしくは公的機関に準ずる機関(例: 国営企業、国立病院、国立大学・研究機関、地方自治体等)に限定しております。ただし、国営企業の場合でも、民営化されることが決まっている場合等は、対象外とする場合があります。
14	事業実施国公的機関	【普及・実証・ビジネス化事業】 第5 10. 企画書	関係機関は、厚労省、地域保健センター、地方病院等、複数の組織となるが、すべて記入の必要があるのか？1つに絞る必要があるのか？	本事業で調達する資機材については事業終了後に事業対象国政府関係機関に譲与し、維持管理も同政府関係機関に任せることになるので、機材・施設の設置を想定している機関は全て記入してください。なお、関係機関が複数の場合、事業実施時に取り交わす協議議事録の署名手続きにはより多くの時間を要することにご留意ください。
15	協議議事録(M/M)	【普及・実証・ビジネス化事業】 第5 10.	相手国実施機関が複数にわたる場合、すべてから協議議事録の署名を取得する必要があるのか。もしくは1つに絞るのか。	原則として、本事業の対象となる相手国実施機関全てから取得する必要がありますが、これらの機関が上下の関係にある場合(例: 保健省と国立病院、農業省と農業試験場など)、上位に位置する機関のみから取得する形も想定します。但し、本事業を通じて調達した機材の設置を想定している相手国実施機関は全て協議議事録の署名先に加えることを予定しています。 なお、複数の相手国実施機関を事業対象者として想定する場合は、本事業で実施する各活動への参加関与度合いにより機関毎に要する時間は異なることが考えられ、協議議事録の署名の完了には一定の時間を要することをご確認ください。
16	協議議事録(M/M)	【普及・実証・ビジネス化事業】 第5 10.	相手国実施機関から協議議事録の取り交わしに要する期間はどの程度を見ているのか。	協議議事録の署名には、相手国実施機関に事業の概要につき理解を得ることが不可欠である為、採択企業には業務計画書(英文)を作成していただきます。協議議事録の署名までの期間は1~2か月程度を想定していますが、国・案件によっては更に時間を要する可能性がありますのでご留意願います。
提案法人・業務従事者・外部人材				
17	業務従事者	第5 2.(6)/(8)	採択から契約交渉の期間、あるいは事業実施中に業務従事者を変えることはできるのか？	やむを得ない事情がある場合に、同等以上の経験・ノウハウを持っている方を交代要員としていただくことで、変更可能です。但し、業務主任者については、事業実施に影響を与えない程度の「日数の減少」等は認められますが、交代は原則として認められません。(契約締結後にやむを得ない理由により業務主任者が変更となる場合は契約変更が必要です。)
18	業務従事者(外部人材)	第5 2.(6)/(8)	企画書提出時、コンサルタントが決定していることが条件か？またJICAでコンサルタントは紹介してもらえるのか？	コンサルタントと組むことは応募要件ではなく、コンサルタントと組まなくても応募は可能です。なお、当機構が国際開発ジャーナル社に委託して中小企業とコンサルタントとのマッチングを支援しています。 http://www.consul-matching.org/ を参照ください。
19	業務従事者(外部人材)	第5 2.(6)/(8)	補強と外部人材を含めることを認めると記載されているが、補強と外部人材の違いは何か。(経費についても含む)	補強は、提案法人側の業務従事者、外部人材は、提案法人以外の業務従事者として扱われます。補強は提案法人の責任の下、本事業実施後のビジネスに参画することを見込んでの参加となり、外部人材は、本事業実施後のビジネスに参画することを見込まず、本調査のみの参加として提案法人との契約に基づいた参加となります。補強は直接人件費の支給対象外となりますが、外部人材は直接人件費の支給対象となります。他方、旅費に関しては、補強、外部人材ともに計上可能です。
20	業務従事者(外部人材)	第5 2.(6)/(8)	現地の日系企業や現地コンサルタントを活用する予定である。この場合、①外部人材(直接人件費)、②現地備人費、③現地再委託費のどの経費に計上するのか？	以下を基準に適切と思われる経費で計上してください。①外部人材: 提案法人の持たない技術・知見を有する人材が本事業に不可欠である際に対象となります。なお、本邦で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を外部人材として含めることはできません。②現地備人費: 通訳、機材操作技術者、事務作業スタッフ等の現地での業務実施を支援する人員が対象となります。③現地再委託: 外部組織に委託することが必要かつ適当な業務であり、成果品を設定して実施する契約形態に基づく業務。例としては測量、図面作成、水質検査等が想定されます。機材製造・購入に関わる再委託業務は、機材製造・購入費への計上となります。契約交渉時に、事業内容等を確認の上、どの経費に計上頂くかを最終決定します。

No.	分類	掲載場所	質問	回答
契約・支払関連				
21	支払タイミング	ガイドライン3.(5)	契約後の事業費の支払いはどのように行われるのか？	前払、部分払、概算払、精算払が可能です。支払方法の詳細については、経理処理ガイドライン(2018年9月版)をご参照ください。
22	支払タイミング	ガイドライン3.(5)	前払請求/部分払請求から支払までの期間はどの程度か。	請求書受領から概ね1か月程度を予定しています。
23	前払	ガイドライン3.(5)	前払いの必要書類に金融機関の保証書とあるが、これはどのようなものか？	JICAは、原則、後払いを行っておりますが例外として「前払い(契約金額の40%まで)」を行う場合は、金融機関、もしくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社による保証が必要となります。提出を受ける「保証書」には、決まった書式はありませんが各金融機関にお問合せ願います。
24	専用口座		支払を受け取る際の専用口座は新たに開設する必要があるか？ 共同企業体を結成する際は、共同口座開設が必要か？	原則として専用口座を新たに開設することをお奨めしています。共同企業体の場合、代表となる企業名義の口座で差し支えありません。なお、共同企業体を構成する企業に所属する従事者は、外部人材としての人件費の計上ができない点を留意願います。
経費計上				
25	上限額	第5.6.	計画している費用が上限額を超えることが見込まれる場合、どのように応募すればよいか。	本事業へは、定められた上限の範囲で応募いただきます。本事業は、提案法人がJICAとの委託契約に基づき実施する業務への対価として支払われるものであり、提案法人が自ら実施する調査経費の一部を負担する補助金とは性格が異なることにご留意ください。
26	費目バランス	第5.6.	本邦受入活動、現地活動、機材調達費等の割合について制限はあるか。	提案内容や対象国によってこれらの構成比は変わるとは思われ、割合についての制限は設けていませんが、事業の目的と合致した見積内容になっているか否かについては、審査の段階で確認させていただきます。なお、本事業は提案法人が自ら行う事業に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは、性格が異なるため、上限金額内において、提案法人の技術に対する相手国政府関係者の理解を深めるために必要な諸活動に係る費用が、バランスよく計上されていることが望まれます。
27	計上可否		事業費として計上できない項目(管理費で対応すべき項目)にはどういったものがあるか。	直接費として計上可としない経費については、管理費で対応ください。管理費での対応が必要な経費の例：・現地セミナーに係る会場費以外の経費・資機材の稼働に必要な電気・水道料金等・当機構に提出する報告書等の印刷・製本費・現地活動のための事務所や土地の賃料。詳しくは経理処理ガイドライン(2018年9月版)当該項目の説明をご参照ください。
28	計上可否		現地での接待交際費は経費として認められるか？	認められません。なお、国によっては、公務員等を接待すると、法律で罰せられる場合もあり得ますので、注意が必要です。また、日本の不正競争防止法においても、外国公務員等に対する利益の供与は幅広く処罰の対象となる可能性があります。
29	公務員への支払		現地での活動を行う際に国家公務員に協力を依頼する予定だが、国家公務員に対する報酬の支払いに問題はありますか。	相手国の公務員に対する支払は、原則対象外となります。但し、法律や組織上規定等を通じ、当該機関ないしは当該機関職員が外部からの収入を得ることを許可されている場合は対象とすることが可能です。なお、前項記載の公務員接待に該当することの内容にご留意ください。
30	通訳		通訳の備上は可能か。可能な場合、どの費目で支弁できるのか。	開発途上国における現地活動において備上する通訳については「現地備人費」に計上可能です。一方、本邦受入活動においては「管理費」での対応となります。
31	現地備人		現地備人の移動費・宿泊費も実費ベースで計上可能か。	可能です。
資機材				
32	設置場所	【普及・実証・ビジネス化事業】 第5.11.(2)	機材を事業実施国政府関係機関の借地に設置することは可能か？	事業後に機材の継続的利用が可能かどうか判断基準となります。借地契約が短期間の場合は設置場所として不適当と思われるが、長期間の利用許可が確認できている土地であれば可能です。
33	設置場所	【普及・実証・ビジネス化事業】 第5.11.(2)	機材を事業実施国政府関係機関の敷地ではなく、家庭レベルや村落レベルの民間所有地に設置可能か？	本事業で購入する資機材については事業終了後に事業対象国政府関係機関に譲与し、維持管理も事業対象国政府関係機関に任せることから、資機材の設置先は公的機関を想定しています。原則、各家庭に設置することは認められませんが、地方自治体やコミュニティが維持管理の責任を負う形で限定的な台数を設置することは認められる場合があります(ただし、次項記載のとおり、民間企業等の所有地への設置は不可としますので、ご注意ください。)。提案製品・技術の普及・実証の為に公的機関ではなくコミュニティ等に提案製品・技術を設置することの必要性や、譲与後の維持管理体制について、企画書に記載願います。
34	設置場所	【普及・実証・ビジネス化事業】 第5.11.(2)	調達機材について、自社もしくは現地パートナー(民間企業)の名義の敷地内に機材を設置する事は可能か？	原則、不可能です。ただし、事業対象国政府関係機関からの要請があり、譲与後の同機関による継続的な活用および運営維持ができることが担保され、されに機材が容易に移動維持管理ができる場合に限り認められる可能性もありますので、採択後の契約交渉時にご相談ください。
35	通関手続き	ガイドライン4.(3)2-1	本事業で調達する資機材は、提案法人に貸与するというものになっているが、通関手続きなどの作業はJICAに代行してもらえるのか？	事業対象国政府関係機関に据え付けるまでの一連の手続きすべてを提案法人に行っていただきます。提案法人による据付をもって納入とみなし、検査後にJICA資産として位置付けられた上で、提案法人に貸与することとします。
36	光熱水道料	ガイドライン4.(3)2-1	機械の運転に必要な電気・水道料金、薬品費は経費として計上できるのか。	機材運転経費は、事業対象国政府関係機関負担を原則とします。協議議事録等でこれを先方と合意するよう努めてください。先方負担とする合意が困難であり、かつ運転経費がそれ以外の用途の経費と明確に弁別できる場合は、機材費として計上可能です。なお、弁別困難な場合は、管理費または受注者自社負担での対応となります。また、事業対象国政府関係機関が関与しない場合、機材運転経費は管理費または受注者自社負担での対応となります。
37	据付	ガイドライン4.(3)2-1	機材の据付に係る経費は計上可能か。	可能です。費目は機材費中の現地工事費となります。ここでは機材据付のために技術者を本邦から派遣する場合の労務費や、現地技術者の雇用や現地業者への工事作業の委託にかかる経費が計上可能です。なお、機材据え付けのため、提案法人の自社人材を派遣する必要がある場合は、労務費として4号単価を上限に計上が可能です。詳細は、経理処理ガイドライン(2018年9月版)を確認してください。
38	知的財産権	ガイドライン4.(3)2-1	調達する資機材について、事業実施中の所有権はJICAにあり、事業終了後は事業実施国政府関係機関に譲与するところだが、機材に付随する特許権や著作権等は提案企業に属するという解釈で間違いはないか？ 契約等によって、転売、権利譲渡、再使用許諾等を制限することは可能か？	特許権や著作権を譲渡する必要はありません。資機材の使用に関する条件については、事業対象国政府関係機関との協議議事録により定めることとします。
39	ソフトウェア	ガイドライン4.(3)2-1	自社で開発したソフトウェアを自社製品として調達する場合や、現地の状況に合うようにカスタマイズする際の費用は、JICAにて負担することは可能か。可能である場合、開発やカスタマイズに要する人件費は負担可能か。	「機材購入・輸送費」に計上いただくことが可能です。費用は利益を控除した額にて計算されますが、詳細は経理処理ガイドライン(2018年9月版)の17~18頁をご確認ください。
40	ソフトウェア	ガイドライン4.(3)2-1	前項の質問に関連して、自社製のソフトウェアの場合、他社から仕入れる場合について、それぞれ原価はどのように算出すればよいか。	自社製品(子会社・グループ会社製を含む)の場合は利益を控除した額を、他社から購入する場合は仕入れ価格をご提示いただきます。但し、既に開発済のソフトウェアをそのまま本事業に活用される場合は、追加コスト等が発生しないことから製造原価として認められず、本事業提案に際して追加的に発生する製造費用のみしか認められない可能性があります。個々の提案内容によって対応は異なることが想定されますので、採択後の契約交渉で確認させていただきます。
41	原価計算	ガイドライン4.(3)2-1	製品原価について、すべてカスタム品でカタログ価格がない場合にはどう計上すればよいか。	経理処理ガイドライン(2018年9月版)の17~18頁のとおり、原則は「損益計算書を用いた利益控除方式」での計上になります。他方、提案事業対象国向けにカスタマイズが必要な場合など、利益控除方式に拠りたい場合は、製造原価要素の積上に基づき製造原価を算定ください。
42	原価計算	ガイドライン4.(3)2-1	調達自社機材の費用は原価で計上するとのことだが、本体以外の周辺機材やメンテナンス資材は他社製品であるため、原価での見積を取得することは困難。この場合はどう計上すべきか？	他社製品の場合は、購入(仕入)価格を原価とみなしますので、提示可能な見積り価格を計上して下さい。ただし、調達機材全体の価格を含めて、機材の維持管理を適切かつ継続的に進めるのかという点は、審査のポイントとなります。
43	第三国調達	ガイドライン4.(3)2-1	機材を第三国から調達して現地へ搬入する場合の輸送費は計上可能か。	第三国から調達されることについて、その必要性、妥当性等を契約交渉にて確認させて頂き、認められれば計上することが可能です。
44	消費財	ガイドライン4.(3)2-1	提案製品自体が消費財である場合、または実証活動に消費財を用いる場合、その経費を機材費に計上できるか？	必要性・妥当性が認められる場合、計上可能です。
45	関税	ガイドライン4.(3)2-1	関税について正確な金額がわからない場合、見積書にはどう記入すべきか？	先方政府HPや輸送会社等から情報を入力し概算金額を記載してください。また、関税だけでなく、付加価値税等の必要な税金も計上してください。

No.	分類	掲載場所	質問	回答
46	関税	ガイドライン4.(3)2-1	JICA事業であれば機材を輸送する際に免税になると認識しているが如何か。もし、関税が課税される場合は、見積書に積算しなければならないのか。	本事業は、技術協力協定外であるため、課税されることを基本にしています。そのため、実施可能性担保の観点から、関税は見積もっていただくよう願います。
47	中古製品		複数の他社から中古機材の購入を考えているが、見積りはどうすればよいか。	原則として中古製品の購入は認められません。
本邦受入活動				
48	参加対象	【案件化調査(中小企業支援型)】第5 10【普及・実証・ビジネス化事業】第5 11.(1)	本邦受入活動について、対象国の現地民間企業の人材は対象となるか？	原則、相手国政府関係者を受け入れ対象者としていますが、JICAが民間関係者の受け入れが必要と認める場合のみ、民間関係者の受け入れ人数は、全体の受入人数の半数を上限とします。但し、本事業の目的が相手国政府関係者(相手国実施機関)の日本の製品・技術・ノウハウ・システム等の理解を深めてもらい、当地での普及・活用を促進することにありますので、政府関係者を中心とした構成となるようにしてください。政府関係者以外の者を本事業の対象とする場合は、その必要性について明確に企画書に記載して下さい。なお、政府関係者以外の者については、提案法人又はその関係会社、若しくは共同企業体にあつてはその構成員又はその関係会社の現地法人、合弁会社の関係者は対象外とします。
49	人数	ガイドライン4.(3)2-4	本邦受入活動に参加する人数に上限はあるのか。	上限は設けておりません。受け入れる人材、人数の妥当性が分かるよう企画書に記載願います。
50	第三国受入	ガイドライン4.(3)2-4	第三国での受入活動を行うことは可能か	原則、本邦のみとします。ただし、特別な事情の有無を踏まえ、民間企業等の製品・技術・システム等の理解促進が、本邦への受入活動よりも第三国が適していると判断できる場合に採否を検討します。
51	費用負担	ガイドライン4.(3)2-4	本邦受入活動費は人数によらず75,500円×日数とのことだが、それ以外の費用は提案法人か事業実施国政府関係機関が負担しなければならないのか？	本邦受入活動費は、航空賃(往復の航空賃、原則エコノミークラスに限る)と本邦受入活動業務費(上限 75,500円/日、20日を超える場合は上限は69,800円/日)のみが直接経費として計上可能であり、これ以外の費用は事業対象国政府機関が負担又は、管理費により支弁していただきます。なお、本邦受入対象者に支給する金額が、常識的に考えて著しく高額である等、外国政府の職員等の外国公務員に対し、当該国の贈賄罪に該当するような贈賄行為及び不正競争防止法に違反するような贈賄行為を行ったと見做されることがないように注意してください。外国公務員贈賄防止指針を経済産業省が公表しています。
52	外注可否	ガイドライン4.(3)2-4	査証取得や航空券手配、国内移動等、本邦受入実施にかかる手続き業務一般を外注したいが、そうした費用は支弁可能か。	計上できません。「本邦受入活動業務費」で計上可能となる経費に関する詳細は、経理処理ガイドライン(2018年9月版)を確認してください。
53	JICA施設		JICA国内拠点の宿泊施設を利用することは可能か。	原則、提案法人に民間ホテル等を手配いただく形を想定していますが、JICA国内機関の宿泊施設利用について特段の希望があれば、ご相談に応じます。なお、この場合の宿泊料(朝食込)は当機構所定の金額を申し受けますが、詳細は該当の国内拠点にご確認ください。